

都市の防災機能の強化に貢献したい

No.22

国土交通省

税制優遇

(開始年度) 令和3年度

支援の名称	災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置
制度の趣旨・背景	<p>令和2年9月の都市再生特別措置法の改正により創設した防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）制度に基づき、災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転を促進。</p>
制度の内容	<p>■「防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画作成主体： 立地適正化計画を作成している市町村</li> <li>○ 計画の対象： 災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合</li> <li>○ 計画内容： 市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、以下の事項を記載した計画を作成。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移転者の氏名、住所</li> <li>② 移転先の土地建物の内容（住所、面積、建物の構造等）</li> <li>③ 移転先の土地建物の権利者の氏名、住所</li> <li>④ 移転先に設定する所有権、賃借権等の種類</li> <li>⑤ 移転の時期、移転の対価、支払い方法等</li> </ul> </li> <li>○ 効果： 市町村が計画を公告することにより、本計画に定めた所有権、賃借権等が設定又は移転。また、本計画に基づく権利設定について、市町村による一括登記が可能。</li> </ul> <p>■支援措置</p> <p>移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる</p> <p>【登録免許税】本則の1／2軽減 *所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記</p> <p>【不動産取得税】課税標準から1／5控除</p> <p>■適用期限</p> <p>【登録免許税】 令和8年3月31日 【不動産取得税】 令和7年3月31日</p>
対象となる方	防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する方
問い合わせ先など	国土交通省 都市局都市安全課 TEL：03-5253-8400